

## 令和7年度第2回新居浜市障がい者自立支援協議会会議録

1 日時 令和7年12月17日(水) 15:00~16:30

2 場所 新居浜市消防防災合同庁舎5階 会議室1

3 出席者 委員 中村 奈保美 委員 白川 達也 委員 真木 昭 委員 住友 裕美  
委員 明智 美香 委員 中村 八重 委員 寺尾 佳代子 委員 田那部 三枝  
委員 山内 欣子 委員 石川 剛 委員 河合 亜希子 委員 横井 加奈子  
委員 藤田 敏彦 委員 山本 豪 委員 山本 晴美

欠席者 委員 竹本 幸司 委員 仙波 学 委員 北中 律子

事務局 地域福祉課 課長 真鍋 達也 主幹 村上 美香 副課長 神田 紀香

4 傍聴者 0名

5 協議題 (1)各専門部会の状況について

(2)新居浜市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の進捗状況について  
(3)その他

(事務局)	<p>初めに、お知らせとお願ひがあります。</p> <p>委員の中に聴覚障がいの方がいらっしゃいますので、手話通訳を行います。また、議事録を自動作成するため、発言はマイクを通して発言していただきたいと思います。</p> <p>それでは定刻が参りましたので、ただいまから令和7年度第2回新居浜市障害者自立支援協議会を開催いたします。</p> <p>初めに、地域福祉課長の真鍋よりご挨拶申し上げます。</p> <p>(地域福祉課長 挨拶)</p> <p>本日の会議の出席状況についてご報告します。仙波学委員、北中律子委員は、所用のため欠席との連絡をいただいております。</p> <p>竹本幸司委員につきましては、先ほど急患が入ったということで、欠席との連絡がございました。委員数18名に対し、出席委員は15名で、自立支援協議会設置要綱第5条第2項の、会議の成立要件である過半数の出席を満たしておりますことを報告いたします。</p> <p>それでは議事に移ります。議事の進行は、設置要綱第5条第1項の規定により、委員長が議長となります。住友委員長、よろしくお願ひいたします。</p>
(議長)	<p>皆様年末のお忙しいところ、協議会にお集まりいただきましてありがとうございます。本日の議題は、あらかじめお手元に地域福祉課から届いているかと思いますけれども、協議題に沿って進めていきたいと思います。</p>

	<p>本日は主には、それぞれの専門部会の現在の進捗状況であったり、報告、そしてまた、今年度、現在の第7期、また第3期の障がい福祉計画、障がい児福祉計画の進捗状況や、今後の計画についての説明となっておりますので、皆様より、忌憚のないご意見をいただきて、よりよい協議会を実施していきたいと思ってますのでよろしくお願ひいたします。</p> <p>協議題1の各専門部会からの状況の報告について、事務局及び各部会の委員の皆様から報告をいただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。初めに、事務局会の開催の報告についてお願ひいたします。</p>
(事務局)	<p>事務局会につきましては、協議題1の(1)事務局会というところをご覧ください。今年度、事務局会の方は奇数月の第4火曜日に開催しており、令和7年度は4回開催しております。</p> <p>内容としては、各専門部会の活動状況等の報告、理解促進啓発事業について、自立支援協議会の開催についてなどです。参加メンバーはこれまで、各部会の代表者6名と、事務局として地域福祉課が2名入っておりましたが、今年度は住友委員長を加え、懸案事項や、各部会等の地域課題を持ち寄り、自立支援協議会へ提案できるよう協議しております。以上です。</p>
(議長)	<p>ありがとうございました。委員の皆様からの質問につきましては、それぞれの部会の報告が終わった後にまとめて質問をお受けしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>続きまして、相談支援部会の報告をお願いします。</p>
(委員)	<p>相談支援部会は偶数月に行っており、今日も実は部会をしているんですけども、今年度これまで5回行っております。事務局会の報告や、各プロジェクトの報告、地域福祉課からのお知らせ、各機関からの困りごとなどを出し合って、協議しております。</p> <p>前回の会議に、部会から提案させていただいた訪問入浴の件をこの場でご報告させていただけたらと思います。</p> <p>年末年始が9連休あり、普段生活介護を利用する時に、入浴のサービスも使っている方が、その生活介護が利用できず、お風呂に入れなかつた。今年の年末も長期の休業となることが予想され、自宅で入浴が難しい方の入浴をどうしようかというお話をしました。</p> <p>そこで、訪問入浴というサービスが使えたっていうところだったんすけれども、現状では（通所サービスを利用している方は）対象外っていうところで、その対象を広げるか、他に案がないかというところをお話しさせていただきました。</p> <p>いろんなご意見もいただき、また部会でも話し合い、自宅に訪問入浴の機械浴ではなく、自宅用のプールのようなものをお部屋で広げて、浴槽をお部</p>

	<p>屋に作って、そこでヘルパーさんに来ていただいて、入浴ができる福祉用具を使ってみてはどうかという提案が新たに出ましたので、それを利用者の方にご説明して、こういう方法もあるよという選択肢を提案してみたんですが、実際のところ、お部屋にプールとなると、水漏れとか、その後の処理っていうところが、やっぱり難しいよねというところになりました。</p> <p>今年の年末年始も9日間あり、この間全く入浴できない、清拭だけというのは何とか避けたいっていうところで、ヘルパーさん2名と近所にお住まいのご兄弟にお手伝いしていただいて入浴をしようというところで、進めていく状況です。相談支援部会からは以上です。</p>
(議長)	<p>ありがとうございました。では続きまして、はたらく部会の報告をお願いします。</p>
(委員)	<p>はたらく部会も、偶数月、4月、6月、8月、10月、12月（昨日）実施しております。今回のテーマとしては職場の障がい者への理解ということで、進めております。</p> <p>資料の2枚目に、合同就職面接会についてとありますが、1月の合同就職面接会に向けて、9月18日に市内の企業様に向けて、障がい者の雇用についてのワークショップを開催しております。11事業所、13名の方が参加されています。講師は、愛媛県障害者職業センターの方に依頼しています。障がい者の合同面接フェアは、1月28日にウィメンズプラザで開催します。参加企業は10社になります。今から面接希望をされる、障がいのある方を募集していく予定になっております。</p> <p>あと、各市内の各就労系、A型事業所B型事業所の調査をしております。その点については、また、おまとめして次の回で説明をしていきたいと思っております。</p> <p>あと、はたらく部会資料というのがあるんですけど、9月に新居浜市の総合政策課と協力して、市内事業所さん150ヶ所にメールで障がい者雇用に関するアンケートを実施しております。ただ、回答が13社ということで、ちょっとアンケートが難しかったのかなとは思うのですが、障がい者雇用に関して、障がい者雇用の事業所が、この13社のうち6事業所で雇用者数が46名で、障害手帳種別が、身体手帳が26名、療育手帳が4名、精神福祉手帳が16名となっています。</p> <p>昨年度退職された方は、1社で、出勤できないので退社したという理由になっています。</p> <p>障がい者雇用する中に難しいと感じる点で、これは複数回答してもらっていますが、やっぱりその本人の特性に応じた業務の設定というところが、一番難しいと感じているようですので、その点についてどのようなサポートがあればよいと感じていますか、ということでこれも複数回答してもらってい</p>

	<p>ますが、特性に合わせた業務設定の切り出しみたいなところが、どの内容についても皆さん、平均的にはあるんですけどそこが4社ということでした。</p> <p>障がい者雇用をする際に重視する点としては、就労意欲であったり前向きな姿勢というところが一番、回答数が多くったように思います。基本的なマナーとか家族の協力というところも、多く印が入っています。</p> <p>障がい者の実習や職場体験を受け入れる意向がありますかという内容と、あと、障がい者雇用に対するご意見、ご要望等を自由記載で書いてもらっています。目を通していただけたらと思いますが、障がい者雇用が来年度また法定雇用率が上がっていきますので、今からどのような取り組みをするかというのも、はたらく部会の方で考えていきたいと思っております。</p>
(議長)	続きまして、権利擁護部会の報告をお願いします。
(委員)	<p>権利擁護部会につきましては令和7年8月13日に第1回会議が実施され、これまでの本多部会長が退任されましたことから、新たな部会長選出があり私、社協の白川が選出いただきました。</p> <p>議事としては、初めに事務局から障がい者自立支援協議会における、権利擁護部会の役割や設置目的について、過去からの経緯などの資料に基づき説明をいただきました。</p> <p>議題としてはこちらに書かれております2つになります。1つ目が令和6年度権利擁護に関する報告、2つ目が令和6年度新居浜市障がい者虐待防止センターの報告です。</p> <p>まず議題1の権利擁護に関する報告の中で、障がい者虐待対応件数は、令和6年度に関しては受理件数8件となっており、そのうち、虐待と認定となったのが1件でした。関係機関によるケース会議を行い、兄によるネグレクトとして立入調査を実施し、本人を一時保護し、その後に入院につなげたというケースがあったということでした。</p> <p>成年後見制度の市長申立件数につきましては、障がい者については令和6年度が4件、高齢者については10数件程度の状況となっているようです。</p> <p>その後、成年後見支援センターの相談件数について報告があり、市内5つの機関がございますが、5つの機関合計で70件弱という件数となっておりまして、まだまだ成年後見制度について市民の皆様に周知が届いてない現状を認識いたしました。</p> <p>議題2の障がい者虐待防止センターの報告につきましては、令和6年度に対応された本多部会長さんが退任されましたことから、事務局から対応件数について報告をいただき、令和6年度の対応件数は263件でした。</p> <p>今後の権利擁護部会における取り組みとしまして、山本豪委員からのご提案もあり、令和6年度中に障害者施設入所者の財産管理等の実態調査を行う提案がございました。</p>

	<p>これに関しましては障害者施設入所の方で後見人をつけるなどの必要性がある方を把握するのに、非常にいい効果がある実態調査だと認識しておりますが、そのアンケート結果につきましても、この第1回の会議で報告をいただきましたが、その結果内容が、本来の調査目的と、アンケート内容の調査項目とか、合っていないという実態がございましたので、今年度中に再度アンケート内容を見直し、実施する予定となっております。</p> <p>アンケート内容につきましては部会全体ではなく、事務局を中心に実務者レベルでの会議の中で、内容を精査し、再実施する予定となっております。</p> <p>財産管理のことだけではなく、利用者ご自身の権利擁護と身上保護の観点を大切にして、一人一人の状態を見ながら、成年後見制度の必要性を検討していく必要性のご意見も出ておりますので、そのあたりを、これから山本豪委員のご助言等もいただきながら進めていく予定となっております。</p>
(議長)	<p>続きまして、精神保健医療福祉関係部会の報告をします。</p> <p>今年度、精神保健医療福祉関係部会については、5月、7月、11月の3回開催しております。予定では、奇数月の開催ではありますけれども、9月は、理解促進啓発事業の講演会を実施いたしましたので、部会の開催はしておりません。</p> <p>3回の部会の会議報告ですが、年度が変わり、部会長、副部会長の選任の後、今年度の議題の拾い出しなどを委員の構成員でしております。</p> <p>あと、毎回通してですけれども、精神障がい者の地域移行支援についての実態の報告を医療機関から出していただくのと、それから、相談支援事業所の方から、支援の状況の報告などをして共有しております。</p> <p>令和6年度から引き続いての継続で支援しているケースが、地域移行支援で、そのあと、今年度になって退院しております。</p> <p>また令和7年度に入って、新規の地域移行支援ケースが2件上がり、支援をして、お2人とも退院に繋がっております。</p> <p>また今年度中に新たに新規の申請が上がっておりますので、今後も地域移行支援は動いていくという予定で、一応計画に沿って、多くの人数ではありませんけれども、希望が出て、退院に繋がっているという状況になっております。</p> <p>もう一つは障がい者の虐待についてということで取り上げて、部会の中で話し合いを持っております。</p> <p>具体的には、前虐待防止センターの本多さんの、虐待に関する講演会がありましたら、そこに参加した委員からの研修報告をもとに、それから、現在精神科病院の中での虐待についても、相談窓口が、県の健康増進課の中に設置されているというような状況もありますので、実際に精神科病院の中で、虐待の実態がどのようにになっているのかということと、虐待防止についてどういった対策がとられているかということ。また地域の事業所においても、</p>

精神障がい者に関する虐待についての情報共有などをしております。

医療機関については、両病院ともに、病院の中で、職員の虐待についてのチェックリストが設けられていて、定期的にチェックリストの活用と、職員の個別面接が持たれて、虐待を防止する意味での振り返りやフィードバックなどがされているということでした。

また、虐待とまでは認定されないけれども、意識として、患者さんからの相談や訴えが、時間をおいて放置してしまっているのではないかといったことや、丁寧な関わりとか支援ができているのかというようなこととか、お金の管理であったり、それ以外のことについても、代理行為がたくさんある中で、ご本人が自分の力でできることまでも、代理することによって時間を省くことができるという面もあったりして、てしまっていることあたりも虐待に繋がるのではないかといった、そういった当たり前にできていることができないことがあるというようなことで、皆さんで協議をしたりして幾つかそれが持ち帰って、改善できるように取り組んでいくということになっています。

もう1つは、9月に理解啓発講演会をしていますが、今年度はトイピアニストの畠奉枝（はたともえ）さんに来ていただきまして、畠さんは、トイピアニストであり、精神障がいのご家族という立場でもあって、家族会の会員さんもあるので、トイピアノコンサートと、それからご自身の家族であるという体験発表を重ねてしていただく講演会でした。

そこにあわせて精神障がい当事者の方にも体験発表していただくということで、3人の当事者の方と、それから精神障がい者の家族会の方にも、登壇していただいて家族の気持ちなどを発表していただいている。

これまでの講演会ですと、土曜日の開催であり、関係者で参加者の割合を埋めることが多かったんですが、今回平日の昼間の開催ということで、関係者の人数よりも、一般市民の方の参加が多くあったということで、啓発に繋がったのではないかということと、ピアノのコンサートと体験発表と盛りだくさんで、限られた時間でしたので、もう少し当事者の生の声を聞きたかったといったようなアンケートの結果も見えてきたので、今後につなげていきたいかなと思っています。

11月の部会では、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」ということで、「にも包括」というふうに、システムの構築が言われるようになって、もう10年にもなるんですけども、この地域でこの「にも包括」をどんなふうに構築していくことができるのかということを、部会の中で具体的に形にしていこうということになっています。

大きなシステムをつくり上げるというよりは、今現在の個別で対応しているケースから拾い出して、新居浜版の「にも包括」の図式化をして見える化をして、それをこの部会から、それぞれ相談支援部会であったり、他の部会にも協力いただいて、新居浜なりの包括ケアシステムを一度形にしてみよう

	<p>ということで、これは今年度中に形になるかどうかというところですけども、1月、3月の部会はこれに向けて具体的に取り組んでいくということにしています。</p> <p>それでは続いて、こども部会の報告をお願いいたします。</p>
(委員)	<p>こども部会は奇数月に開催しております、今年度は規約の改正をしまして、相談支援部会より2名お越しいただいていたのをお1人に、副部会長の任期について、1年でしたのを2年にしております。</p> <p>例年行っております広報啓発事業の開催について、準備をしたり、グループ協議の年間のテーマを考えたりしながら進めていくことになりました。</p> <p>今年度は、地域資源として、新居浜市に不足しているものは何かとか、児童発達支援センターについて、保護者にアンケートをとってニーズ調査をしようとか、職員のスキルアップについて、どんな取り組みをしているのかと保護者のアンケートをまとめしていくという流れになりました。</p> <p>そして例年どおり、6月に総合福祉センターでパネル展示を行っております。6月28日には、虐待防止というテーマで本多先生にお話をいただきました。108名の方にご参加いただいております。</p> <p>様々な事例を具体的にお話してくださいり、通報の重要性や、自分で判断しにくいときには、連絡して相談することが大事だとわかったとか、そのあとサポート内容や、虐待防止の窓口システムについて知りたかった。時間が少し長くなってしまいましたので、その点について、アンケートなどではご意見をいただいております。</p> <p>そして、グループ協議の中で、地域資源として新居浜市に不足しているものは何かというところで、強度行動障害のあるお子さんたちの受け入れ先とか、レスパイトやショートステイなどがないということとか、児童発達支援センターが新居浜市にはないことなどが出来ました。それを踏まえて、11月の部会で、最近、西条市で、社会福祉法人あおい会さんが児童発達支援センターかなでを開所されましたので、管理者の金子さんにお越しいただいて、具体的にどういった機関か、地域の中核的な事業としてどのような事業展開をされているのか、児童発達支援センターとしての役割といったお話を聞きました。</p> <p>その際のアンケート結果では、すごく部会の皆さん興味を持って、児童発達支援センターについて、役割がよくわかったとか、設立について検討してみたいとかやってみたいという事業所さんが3分の1ぐらいはいらっしゃいましたので、すごく必要性を感じているということを改めて認識いたしました。今後は、職員のスキルアップの研修をどうしているのかとか、保護者アンケートのまとめをしていく予定です。</p> <p>そして、先日、11月27日に、愛媛県の自立支援協議会の子ども支援部会に、行政の方と一緒に参加させていただきましたので併せて報告をさせてい</p>

	<p>ただきます。</p> <p>愛媛県の子ども支援部会の取り組み等の報告の後、各市町からの取り組みの報告、そして大洲市の先駆的な取り組みをされている事例の発表の後、中核機能に向けた取り組みについて、各市町村がどのような取り組みをしているのかをグループワークで話し合うという機会がありました。</p> <p>私が参加させていただいたのが東予地域の、今治市、西条市、新居浜市、四国中央市のグループで、児童発達支援センターの中核機能に向けた取り組みについて、現状や課題、今後の取り組みについて検討がなされました。今治市と西条市には2ヶ所ずつ、四国中央市には市直営の児童発達支援センター1ヶ所ございまして、新居浜市がまだ児童発達支援センターがない这样一个ところで、周りの市町の方々がどのように取り組んでいるのかを参考にお話を聞きました。</p> <p>平成24年より地域の身近なところで療育を受けられるようになって、放課後デイサービスなどもとても増えていると思います。障がいのある児童の環境や仕組みづくりは広がっていて、行政と協働して会議を継続していくことに意味があるということで、継続して続けていきたいということでした。</p> <p>また愛媛県内では南予地方の事業所が不足しているのが現状ですけれども、その不足している地域でも、保育園や幼稚園が努力なさって、他の児童発達支援センターだけではなく、できることを探して面的整備を活発に行っておられるということでした。</p>
(議長)	<p>ありがとうございました。では続きまして、医療的ケア児等支援協議会について報告をお願いいたします。</p>
(事務局)	<p>医療的ケア児等支援協議会について、今年度の第1回は7月30日に開催しました。</p> <p>まず、6月に実施した医療的ケアに係る調査の報告、次に、新居浜市保育所等における医療的ケア児受け入れに係るガイドラインについて、こども保育課がガイドラインを作成、検討するのに、協議会として協力するという形となっています。</p> <p>また、新居浜市における医療的ケア児に関する社会資源マップづくりということで、協議会で初めてグループワークを行ってみました。市のハザードマップを使用して、ケア児調査データ、ケア児等の自宅とか、電源の必要性の有無、福祉避難所とか医療機関といった関係機関等の場所を確認して、市内の状況を把握して見える化し、想定される課題の抽出などを行いました。</p> <p>第2回は2月4日を予定しています、医療的ケア児の状況、その後の状況確認であるとか、こども保育課から、ガイドラインや、保育園の状況などの説明と、あと医療的ケア児の災害時の個別避難計画を作成に向けて、ケア児者が地域に繋がるような取り組み、いざというときのために、地域に知って</p>

	もううとか、たとえば地域の活動や防災訓練に参加したりだとか、そういうことができないかなどを考えていきたいと思っています。
(議長)	ありがとうございました。では最後に、新居浜市地域発達支援協議会の報告を明智委員さんよりお願ひいたします。
(委員)	<p>自立支援協議会から地域発達支援協議会にも参加をさせていただいております。6月と10月に開催されております。</p> <p>発達支援課の取り組みなどの報告や、10月の会議では、学校における支援会議の開催状況と課題ということで、小学校、中学校、高校と支援会議の件数がとても増えていて、先生方も分刻みで動いていらっしゃるような状況があるということを踏まえ、今後どう考えていくかというようなお話が各機関からありました。</p> <p>吉松先生と渡部徹先生がアドバイザーとして参加してくださっていますが、吉松先生からは、学校での会議に子供本人さんが参加していない例がとても多い。それが、意思の疎通ができないとか、会議に（本人が）参加することによって混乱してしまうとかもあって難しい状況であっても、本人が参加できるやり方の工夫が必要ではないかというお話がありました。福祉の方でも、多分そういったことで皆さん、意思決定支援をどうするのかとか、支援会議のあり方とかも検討されている現状だと思うのですけれども。</p> <p>渡部徹先生からは、愛媛県の教育研究協議会というところに、特別支援教育専門チームというものがあり、チームのお一人でもあるという立場から、学校の校内体制の構築について、もう少しできることがあるのではないかというところで、ご助言がたくさんありました。</p> <p>県内でも、権利条約が批准された前と後で大きくガイドライン等が変わっていて、愛媛の特別支援パッケージというものが教育の方でも整備されています。それを、学校の中で校内委員会を開いて、校長先生をはじめとする皆さんが話し合って、その教育支援計画を作っていく中で、福祉の放課後等デイサービスなどで作成しているお子さんの個別支援計画がありますが、その情報を盛り込んだ上で、作っていく必要があるのではないかというところのご提案があり、福祉との連携をしっかり学校でもやっていく仕組みを作っていくためのご助言がありました。</p>
(議長)	<p>ありがとうございました</p> <p>ただいまそれぞれの専門部会等から報告をいただきました。委員の皆様から、何かご質問やご意見などありましたら、いただきたいと思います。いかがでしょうか。はい。お願ひいたします。</p>
(委員)	はたらく部会の方に教えていただきたいんですけど、令和6年の報酬改定

	<p>で、かなり収益もダウンして大変だと思うのですが、各事業所さん、その影響はどうでしょうか。</p> <p>それと、今年度 A 型事業所が何か所もやめられていますけど、今から就職を、A 型や B 型の事業所を目指す人たちって、今後受け入れができるのだろうか、そのあたりを教えていただきたい。</p>
(委員)	<p>はい。はたらく部会の方からお話しさせてもらいます。</p> <p>まず報酬改定に関して、詳しい話になるとなかなか難しい話にはなるんですけど、新居浜の実情でいうと、あまりどこの事業者も影響はなかったのかなというふうには思っています。</p> <p>特に A 型に関しては、雇用契約を結ばれるので、最低賃金が保障されるんですけども、その最低賃金の人工費を例えば 20 人の A 型事業所であれば、普通に考えて労働日を 23 日として計算した場合、人工費だけで、300 万円ぐらい必要になってしまいます。それを、まずその作業収益で払えた場合は問題ないですが、これを国からいただく報酬で払った場合には少しペナルティーがあるんですけど、それについてもいろんな計画書がありまして、その計画書のとおり改善できるような計画で改善された場合は、そのペナルティーもなくなりますので、今の時点では影響が少ない、多分影響があるとしたら来年度に影響があると思います。</p> <p>B 型に関しては、前年度の平均工賃で報酬単価が決まっていますので、それで各事業所さんがどのように作業収益を上げていくかというところが、課題にはなってきますけど、今のところ新居浜ではそこまで本当に大変ですっていう事業所さんはないように思っています。</p> <p>そこで、受入人数なんですけど、ちょうど今年、昨年度の各事業所の平均利用者数を出してもらっています。新居浜市内に A 型と B 型が、今現在 18 事業所あります。そのうち、2 事業所は会議に業務上なかなか参加できなかつたので、16 事業所でアンケートをとりました。結果的に 16 事業所の合計の定員は新居浜市で 293 名の利用定員があります。令和 6 年度の平均利用者数の合計が 217.1 名でしたので、パーセンテージでいうと 74% ですので、定員に対してまだ 26% 空いてはいますが、これに関しては、利用者さんの特性ったり、職員の人数だったりで、受け入れもいろいろ変わってくると思いますが、数字的にはこのような状況になっています。</p>
(議長)	<p>よろしいでしょうか。ではないようですので、次に協議題 2 としまして、新居浜市第 7 期障がい福祉計画及び第 3 期障がい児福祉計画の進捗状況について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
(事務局)	<p>新居浜市第 7 期障がい福祉計画及び第 3 期障がい児福祉計画の進捗状況ということでご説明します。本日資料を 2 枚お配りしました。</p>

	<p>まず、横長の方の資料なんですけれども、これは（この計画ではなくて）障がい者計画になります。現在の第3期障がい者計画は、令和3年度から令和7年度までの5年間の計画期間になっています。これを、国の指針に基づき、県の計画の計画期間との整合性を図り、また、障がい福祉計画・障がい児福祉計画との一体性確保のために、障がい者計画の計画期間を令和7年度から令和8年度へ延長します。資料でいうと、赤字で1年延長と書いているところです。そして、令和8年度にこの3つの計画の策定作業を行いたいと考えております。計画期間の延長について、本日協議会の皆さんのお了承をいただきたいと思っております。</p> <p>次に、障がい福祉計画と障がい児福祉計画の進捗状況については、もう1枚の資料です。これは昨年の協議会でもお配りしたのですが、計画の成果目標とか活動指標を挙げているものです。この2つの計画については、3年間の各サービスの数量見込みや利用した結果、その目標や数値を満たしているのか、というようなことになって参ります。先ほど各部会から状況報告をいただきましたが、各部会での取り組みが「にも包括」の関係であるとか、障がい児支援の提供体制の整備とかに繋がり、就職面接会の開催やそれに向けた取り組みなどが、それぞれの計画の目標数値に繋がっていくのかなと考えています。</p> <p>協議会として一番課題になっているのが、基幹相談支援センターとそれを含む地域生活支援拠点などについてだと思います。基幹相談支援センターについては、前回の協議会の後、住友委員長、真木副委員長と事務局とで協議をしています。あとは、基幹相談支援センターに関する国のオンライン研修、県の研修会等が開催されているので、それを相談支援事業所等も含めて受講したり、西条市さんが今年度基幹相談支援センター設置に取り組むという話があったので、事務局として状況をお聞きするため訪問したりしています。</p> <p>今後は、新居浜市として、基幹相談支援センターにどういう機能を持たせるのかなどを具体的にまとめて、委託相談の法人さんを中心に、法人代表クラスの方や事業所管理者などヒアリングをしていきたいと考えています。</p>
(議長)	<p>ご説明ありがとうございました。</p> <p>では質問などご意見をいただく前に、最初に説明がありました障がい者計画について、現在の障がい者計画を1年延長して、令和8年度までの計画にするということについて、ご承認いただけますでしょうか。</p> <p>よろしいでしょうか。（委員承認）</p> <p>はい。それでは1年延長して、あわせて障がい福祉計画の第7期の終了とあわせて計画にも整合性を持たせるということで、今後進めていけたらと思います。よろしくお願いします。</p> <p>それから今説明いただきました、第7期の障がい福祉計画と第3期の障がい児福祉計画の現在の取り組みや進捗状況についてお話をありがとうございましたが、何</p>

	かご質問とかご意見などありましたらお願ひいたします。
(委員)	今、事務局から地域生活支援拠点と基幹相談支援センターについての、若干の説明があったんですけど、はっきり言ってよくわからなかつたんですけど。いろいろ準備、勉強しているということなんんですけど、計画上令和8年度設置になっているのは、令和8年度にそれはスタートするんですか、それとも難しいんですか。そこらが今の説明でははっきりわからなかつたんです。
(議長)	<p>そうですね。私自身も、これについて今期の計画の中で、どこまで進めていけるものかということで、直接地域福祉課の事務局の方と協議の機会を持たせていただいています。</p> <p>具体的には、今後それぞれの相談事業をやっている法人さんに対して、打診をしたり聞き取り調査をしていくこととか、基幹相談支援センターを委託するとした場合に委託先があるのかどうかということ。それから予算をどうしていくかという、そういう委託費の捻出をどうしていくかということも、地域福祉課内では協議いただいている。</p> <p>ただ現場レベルの相談員で、打診して話し合って決めていけるものではありませんし、それぞれの法人の意向であったりとか、今後の考え方なども慎重に打診していきながら、実際お願ひできるところがなかなかなさそうだという手応えなんです。</p> <p>なので、今後お願ひできるところ、検討していくことと、それから実際に中身の問題としても、さっき事務局からも説明がありましたように、近隣の市町で基幹相談を始めているところとか、今後立ち上げていくところに、具体的な中身のどういった機能を持たせるのかといった辺りの少し聞き取りとか、調査をして、新居浜市ではどういった機能を持たせた基幹相談支援センター、また地域生活支援拠点を設置することが妥当なのか、できる法人さんがあるのかといったところも、今後検討していくところで、あまりハードルを上げてしまったり、確かにしっかりとしたセンターができ上がるのがいいとは思うんですが、最初からハードルを上げるとなかなか実際形になっていきにくいので、自分たちでこの新居浜の中でできる基幹相談支援センターを計画していくたらなというところで、まだ青写真が描けてなつたり、それぞれの相談員さんも何となく青写真を描いてると思うんですが、そのすり合わせがないので、それが思い描いているものが食い違つたりもするのかなと思うので、まずは事務局の方で、ある程度の、こういった形がいいのではないかといったものを、作り上げてその上で皆さんにご意見をいただいたり、できるものを作つたらということです。結論としては、令和8年度中にできるかというと難しいかなと思っています。</p> <p>ただ少しずつでも進めていかないと、これまでの第6期の計画のように、何も手をつかずにできませんでしたということにはならないように、少しず</p>

	つ検討や協議を進めて、市内にある法人さんにも打診をしていきながら、結果どうなっていくかというところを、また皆さんに報告したいなと思っています。
(委員)	<p>お金のことからいろいろでも、一応は8年度にして計画を作ってる以上、委員長さん言われたように、いろいろと努力はしていかないといけないんじゃないかなと思うんです。今、その前の計画にもいろいろあったけど全然手をつけてなかったという過去の経緯もあるから、ぜひとも今年度少しでも前進していただきたいなと思います。</p> <p>それと、明智さんからの報告で出た児童発達支援センターについても、ほかはあるのに新居浜はまだ設置されていませんというご報告でした。このあたりもどうなってるのかなと思いまして、教えていただければと思います。</p>
(事務局)	<p>児童発達支援センターについては、両隣の市がすでにありますので、圏域で設置ということでは難しいということで、市単独で設置を目指さないといけない状況になっています。この話が出てから大分経過はしているんですけども、さっきの基幹相談の話と同様で、なかなか取り組めるところが難しいなどということで、今の時点では、府内的には民設民営という方針が出されているんですけども、なかなかそれに取り組める法人さんは今のところない状況です。</p> <p>そこで、こども部会の方で、そういう状況もあって児童発達支援センターについてテーマとして取り上げていただけて、西条市で新たにできた児童発達支援センターの方をお招きして研修会をして、状況を聞いたりして、それで、事業所さんによっては興味を持ったっていうところもあったと聞いておりますので、今後、事務局としても、そのアンケートは無記名でしたので具体的な事業所であるとか法人さんは掴めておりませんので、こども部会の事業所、法人さんに対して、具体的なヒアリングというか、意向確認などを、以前もしたことはあるんですが、今回また改めてしたいと思っています。そういう状況で、あまり進んではいない状況です。</p>
(議長)	はい。よろしいでしょうか。
(委員)	結局、計画に設置をうたっているけど、実際のところ、これも、次の計画という形だと理解してよろしいんでしょう。今の現状では。だけど、それを繰り返していたら、いつまでたってもできない、最終的にはやるかやらんかという決断だろうと思うんですけど。そこらが事務局として覚悟が要るんじゃないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。
(事務局)	国の指針に基づいて計画を立てていて、児童発達支援センターも基幹相談

	支援センターもどちらも、「努力義務」となっておりますので、そのところが、「義務」ではないというところで、予算の裏付けが得られにくかったり、府内合意が得られない状況があつたりっていうことがあります、あくまで、計画には載せて、次の計画に繰り越していく形にはなるかも知れないですが、市として取り組んでいかないといけないと思っています。
(委員)	<p>今の聞いたら言い訳みたいに聞こえるんですけど。予算のことはちょっと別問題で、先ほども基幹相談支援センターと同じように、少しでも一歩でも進めていく努力を見せていかないと、ただ予算がどうだというそれはちょっと違うんじゃないかと思うんですけど。</p> <p>そこらも本気で進めていかないと、前へ進まないんじゃないかなと思います。絵にかいた餅に終わっちゃうと思うんですけど、どうでしょうか。</p>
(事務局)	<p>やるべきことではあります。おっしゃるとおりなので、一つでも前向きに進めるようにということで、これまで、ここどうだろうっていう法人さんに打診して、状況を確認させていただきました。</p> <p>そこで、期間のある話なので、できるだけ早く、うまく実現をしたいっていうところではあるんですけども、それを含めて、今まで想定していた事業者さん以外にも確認をして、対象を広げて、考えていただきたいなということで進めている状況です。</p> <p>申し訳ないですけれども、何度も言いますけれども計画に乗せる限り、そこへ少しでも近づけるように、努力をしていかないかんと。その中で、法人さんにとりあえず当たっていくしかない、説明をして考えていただくしかない。そういう状況です。</p>
(議長)	<p>よろしいでしょうか。はい。ありがとうございます。</p> <p>現場での様々な実践や相談などの支援から、必要なことは重々承知しますし、形にしていくことで、より質の高い、よりきちんとした支援体制や相談体制が整っていくところで、それをそれぞれ民間の法人さんに、いかにわかつていただか、地域の課題であつたり、地域のそいつた資源を、充実させて質を上げていくことに、それぞれの法人さんにも力を貸していただきたいということで、私も含めてもう頭を下げて回るしかないので。ただそう簡単にはやっぱりご理解いただけませんし、一緒にやりましょうと言っていただけるほど、なかなか甘くはないということです。はい。</p> <p>かといって、行政が直営でやれるかというと、やれない現状も十分理解していますので、やはり、一緒になって、地域づくりをしていただける法人を、増やしていくしかないかな、というふうには思っています。</p> <p>はい。それ以外の委員さんでご意見やご質問等ありましたらお願ひいたします。大丈夫でしょうか。はい。お願いします。</p>

(委員)	<p>児童発達支援センターについて、四国中央市では、市が直営で10年ぐらい前に作ったと思います。発達障がいの支援を考えるときに、発達障がいの支援の相談窓口を作るときに、四国中央市では、建物を建てたということも多分あると思うのですけれども、あわせて児童発達支援センターを作られて、市直営でやられていると思います。</p> <p>西条市についても、多分2か所あると思うんです。以前からある支援センターはちょっと前にできていて、かなでが最近できたので、2か所あります。</p> <p>先ほどのお話を伺いしていると、もう法人民設で民営でやっていただくというふうに決められているのかもしれないんですけども、でもそこは、民の力だけではなかなか前向いていかないと思うので、そこは市がどれだけ力を入れて、進めていくかっていうところは大事なところじゃないかなと思うので、やっていただけるところを探してお願いするというだけではなく、市としてのやりたい気持ちっていうのをもう少し前面に出していただけると良いのではないかなと思っています。</p> <p>基幹相談支援センターの方が大きい課題なのかもしれないですが、児童発達支援センターについては、新居浜市では教育委員会の方に、発達支援については充実した窓口があって、対応しているかと思うのですけれども、そちらと協力というか、市直営ではできないにしても少しその辺のところとも協議したりとかして、教育委員会と一緒にして欲しいということではないんですけども、分断するのではなくて連携しながら前向きに考えていただいたらいいのかなというふうにちょっと感じました。以上です。</p>
(議長)	<p>はい。貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>私たちも半ば市直営ということに諦めを持ってしまってるんですけども、もちろんそうではなくて、地域包括、高齢者の包括支援センターなどは直営でやっていただいてますし、そういう意味では、障がいの分野についても取り組んでいただけたらなと願うところではあるので、今後とも事務局の方のご検討もよろしくお願ひいたします。</p> <p>はい。それ以外にご意見やご質問等ありましたらお願ひいたします。</p> <p>それではないようですので、続きまして協議題3として、その他について説明をお願いいたします。</p>
(事務局)	<p>その他ということで、協議題3資料で令和7年度新居浜市障害理解促進啓発事業の資料をつけております。</p> <p>こちらにつきましては、1番目と2番目はこども部会によるもので先ほど部会の方から報告もありました。</p> <p>また、3番目のトイピアノコンサートについても精神保健医療福祉部会の方から説明がありました。</p>

	<p>4番目の「学校が苦手な子とその親の話」は、相談支援部会担当で、11月15日に開催されております。認定NPO法人子どもリエゾンえひめ副理事長の山内幸春さんによる講演会で、学校が苦手な子に対する支援機関や福祉サービスなどについての紹介もあわせて行っております。</p> <p>この講演会のアンケートでは、「要保護児童の支援制度や県内の取組状況、課題など、内容が具体的で良く分かった。」「全ての子どもが安心・安全を保障され、幸せに過ごすことができるには、まだまだ資源が足りないと感じた。」との意見がありました。</p> <p>5番目の、恒例の新居浜市障がい者児よいよHAPPYな作品展については、12月6日から8日まで、イオンモール新居浜で、今年度は万博をテーマに実施しました。昨年度より作品数は少なかったのですが、来場者の方は1,253名の方に来ていただきました。</p> <p>最後のところ、網掛けをしている部分については、理解促進啓発事業ではありませんけれども、はたらく部会の就職面接会ということで紹介しております。</p>
(議長)	<p>ありがとうございました。</p> <p>それではその他としまして委員の方から何か、議題等ありましたらお願ひいたします。はい。お願ひいたします。</p>
(委員)	<p>前回の会議で、就労アセスメントの件について、特別支援学校の石川先生から、7年度は何となるけど、8年度についてはなかなか難しいというご意見もいただきました。</p> <p>その中で、B型の事業所でやってもいいと情報としていただきましたけど、それは愛媛県と協議していかないといけないというようなことになったと思うんですけど。その後、この就労アセスメントに対してどういうアクションをとられているのか、新居浜市として8年度からどうされるのか、また、10月から、就労選択支援というのがスタートしましたけど、新居浜市の事業所でこの就労選択というのを始めたところがあるのか、そのあたりを教えていただければと思います。</p>
(議長)	はい。事務局の方でお願いしていいでしょうか。
(事務局)	<p>10月に始まった就労選択支援については、市内の事業所さんで取り組んでいるところは現時点ではない状況です。</p> <p>学校卒業後とかで直接B型を利用する場合の、就労のアセスメントをする機関が市内に無いというか、障がいが限られているような状況ということで、県に対してどういうアクションをとっているのかというご質問ですけれども、就労選択支援というサービスが始まるということもあって、お仕事に対</p>

	<p>するアセスメントを行う機関等について、県に以前お尋ねしていたところでは、今の段階ではわからないというお話でした。</p> <p>就労選択支援が始まって、結果として、そういう事業所が近隣にない場合、通うことが困難な場合は、B型でも利用しても構わないというようなことで、受けとめてるんですが。</p> <p>すみません。真木委員さんの方で補足いただけますでしょうか。</p>
(副議長)	<p>はい。多分、県は、はっきり言いませんので、そういう言い回しだと思います。だから、もう一度はっきり確認した方がいいとは思うんですけど多分それでも県ははっきり言わないような気がするので、結果的には、やってもいいのかなと勝手に個人的ですけども。就労選択支援が始まった等通知がちゃんと出たかどうかはあれなんですけど、B型でもいいよっていうような、話だったと思うんですが、すいませんちょっとサービス担当の方にちゃんと確認してまたお知らせしたいと思います。</p> <p>あと、就労選択支援が前面に来ます。直Bのアセスメントよりも、就労選択支援の方が重要になってきますので、就労選択支援事業所が地域になかった場合は、直Bでもいいですよっていうような、今、状況になってます。</p> <p>しかし、やっぱりその、就労移行支援事業所がなかったらB型でアセスメントができるのかっていうのは、村上さんも言われたとおり、はっきりとした回答はないので、その辺は、もう一度県に確認して多分県も担当者によって回答も変わってくるのかなとは思うんですけど、就労選択支援事業が、今の高校2年生にとってはかなり重要な事業になってくるので、特にその就労継続支援B型を使うとか、生活介護を使う、どちらか迷っているお子さんにとってはすごい大切な事業になってきますので。西条ではていざいさんが始めたと思いますので、この近隣では、ていざいさんだけかな。四国中央市もまだ聞いてないので、多分、ていざいさんぐらいになるかと思いますのでその辺で、ないときはどうするかっていうのはやっぱりちょっと確認をしたほうがいいかと思います。</p>
(議長)	<p>はい。ご質問と説明ありがとうございました。</p> <p>他ではこの辺りは少し状況がわかりましたら、相談支援部会でも共有しておく必要もあるかと思いますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>その他委員の皆様からご質問やご意見ありましたらお願ひいたします。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
(委員)	<p>この4月から災害時の個別避難計画の障がい部分はスタートしたと思うんですけど、これは民生委員さんたちが回って、計画作成をしますか、しませんか、になるかどうか知りませんけど、現状でどういう状況になっているのか、わかる範囲で教えていただけますか。</p>

(事務局)	<p>今年度、民生委員さんがその対象の方を回って、その本人さんご家族さんで避難ができるかどうか確認をした上で、避難が難しい方は、その方の個人情報になりますけれども、こういう方がここにいますよ、という情報を地域で共有してもいいですかっていう確認を民生委員さんにしていただいています。</p> <p>高齢者の場合は、ケアマネさんの事業所さんが、本人との聞き取りの中で計画を作っていく。障がいのある方については、相談支援事業所の担当者さんが、その方の情報を聞き取りながら、盛り込めるだけの情報を盛り込んで計画を一つずつでも作っていこうと。</p> <p>今年度はその障がいの方については民生委員さんが調査をしました。本人さんの意向を集計ができれば、相談支援の事業所さんに依頼をして、作っていくような段階です。また相談の事業者さんには、個別に去年まで本人さんの意思を確認できてる人、自分の情報をあって欲しい、知って欲しいという方については、相談の事業者さんには情報を提供しています。</p> <p>今、民生委員さんが回っていただいている分については、その集計ができれば、また新たに、対象となって、計画をつくれるかどうかというところから始まっています。</p>
(委 員)	<p>調査対象は、どれぐらいあるか知りませんけど、どれぐらいのパーセントで、それが終了したんですか。</p> <p>介護のケアマネさんがついてるところは、去年、率はどれくらいかわからないですけれども、件数はそれなりにあったと聞いてますが。</p>
(事務局)	<p>障がいのある方の個別避難計画というのは、現時点では、まだ手元には来てはないんですけど、数件でき上がったと聞いています。</p> <p>昨年から、要介護 3 以上の人を対象に、個別避難計画を福祉職の人に協力してもらって作成していくというのが始まりまして、昨年度の要介護 3 以上の方はケアマネージャーさんにお願いして、その結果の数字は、今私は持っておりませんけれども。</p> <p>障がいの方は、障がいの手帳の等級によって、身体の 1、2 級、療育手帳の A、精神の 1、2 級の方を対象に、相談支援専門員さんに協力してもらって、個別計画を作成できるところから作っていこうということになっています。今年度からの取り組みですので、まだ何件という統計は出ていませんし、先ほど言いましたように障がいの方でもう完成しましたっていうのは、なかなか難しいようで、現在の件数としては少ない状況です。</p>
(委 員)	<p>うちの相談支援事業所で先ほど事務局が言われたように、前年度までに要請があったところについては、まだ 2 件だけなんですけど、すでに調査した経緯はあるんですが、実際にその調査結果を見たところ、避難を助ける方の</p>

	<p>欄のところが両親だけなんです、2件とも。ほかに誰も入ってないので、結果的にこの計画って何なんだろうなって、感じたところがありました。</p> <p>誰か本当にいないのかという話をしてもらったんですけど、実際には、やっぱり、あまり地域と繋がってないとか、そういうのを拒む世帯が多い。まだ2件ですけど、そういう実態があるので、結果的に両親だけの名前が、個別避難計画の支援者の欄に載るんだったら、あまり意味のない計画になってしまうのではないかというちょっと恐れを感じています。</p>
(委員)	<p>高齢者の場合、民生委員さんが去年調査を行ったら、あなたが助けに来てくれるんですかと言われたと。そう思われるようです。</p> <p>それと、これ作成しますか、作成しませんかと言うたら、その説明の仕方もいろいろあって、大体作りませんと言われるという。だから、個別支援計画って、本当にそんないい数字が出てくるんだろうかというのを疑問に思ってるんですけど。</p> <p>大分県の佐賀関の火事がありましたけど、あれはもう地域の力で何とかなったと思います。火元の方は亡くなりましたけど、あと1人も死傷者が出来なかつたし、地域の人達が呼びかけていて、いろんな人に声かけて、一緒に避難していった。そういう地域づくりの方が一番大事じゃないかと思います。</p> <p>避難計画自体が本当に有用なのかどうかなというのが、ただ、調査しました、希望者いませんでした。それで終わっちゃうのか。何のための調査なのかというのも、私自身は思ってますし、ほかの委員さんもそう思ってるみたいんですけど、いかがなんでしょうか。</p>
(事務局)	<p>個別避難計画自体は、国から地方公共団体がつくるというふうに指示があって、新居浜市も取り組んでます。それに対する考え方として、個人的には、委員さん言われたように、私もそう感じます。あくまでも個人的な意見ではありますけれど、地域づくりっていう、委員さんが言っているところが、本来持っていくべきなのかなっていうふうには感じます。</p>
(議長)	<p>ありがとうございました。</p> <p>私たち相談支援事業所にもね、個票が配布されてまして、少しずつ、今年度中には聞き取りなどを進めているところではあるんですが、確かに時間をかけた丁寧な説明や、その目的等を説明していかないと、かなりの個人情報を書き込んで、それが人の手に渡るということで、やっぱり説明を聞いたら、もうその時点で不安になってしまってそれならいいですというふうに、家の中の間取りまで書くんですけれども、といったところの個人情報が多くの方の手に渡ってしまうということに同意する勇気がないという方が結構いらっしゃるなというのは、説明して思ったんです。</p> <p>実際そのメリットがあるということも、十分理解される方も多いんですけど</p>

	<p>れども、そこの判断がつきにくい方もいらっしゃるのかなというふうに思います。私自身は精神障がいの方に対応しているので、そう思いますが、皆さんも自分で判断して、記入して提出するかしないか、自分で考えられてはいますけれども、なかなかそういういた判断が難しい方もいるだろうなというふうには思います。</p> <p>少し進めていきながら、課題はあるけれども、ある程度調査票はもう書き込んで、同意する、しないだけでも書いて出していかないといけないかなというふうには思っています。</p> <p>はい。それ以外にご意見や質問などないでしょうか。大丈夫でしょうか。</p> <p>では、長時間にわたりまして、いろいろとご審議ありがとうございました。本日予定していました議題については、これをもちましてすべて終了いたします。事務局の方また皆さんの方から何か事務的な連絡等ありましたら、お願いいいたします。</p>
(事務局)	<p>来年度、令和8年度第1回の自立支援協議会の方は5月に予定しております。来年度につきましては、計画策定の年になりますことから、また例年より多い4回から5回ぐらいの、開催を予定しておりますので、皆様ご協力をよろしくお願いいたします。</p> <p>また、年度末の人事異動により、委員の変更がある場合は、また事務局の方にお知らせいただきますようお願いいたします。以上です。</p>
(議長)	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>それではこれをもちまして、本日の自立支援協議会を終了いたします。</p> <p>どうも皆さんありがとうございました。お気をつけてお帰りください。</p>